

文書質問答弁書

回 答 日：平成 23 年 8 月 10 日

担 当 部 局：財政経営部

都市整備部

四日市市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【質問】

問 1

7 月 22 日付で回答があった については質問していない。予算委員会全体会で地方自治法二百三十四条の三を読み上げ各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。となっているのに受信料を 10 年分一括払いできるのか尋ねた。地方自治法施行令一百六十三条で次の各号に掲げる経費については前金払いができる。となっており、二号で補助金、負担金、交付金および委託費となっているのを理由にして強引に C T Y 受信料を負担金と位置づけているが受信料は負担金でないと思われる。

なぜなら地方自治法施行令一百六十三条五号で定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料となっており、受信料は地方自治法施行令一百六十三条二号の補助金、負担金、交付金および委託費には含まれていない。C T Y の受信料は地方自治法施行令一百六十三条五号にも含まれていない。同条の二号、5 号除く、一号～七号までにも含まれていない。同条の八号を受けた四日市市会計規則第 74 条も各号にも含まれていないので、C T Y の受信料を、前金払うことはできない。

よって、C T Y の受信料の前払いを地方自治法二百八条に例外とする規定はないので、地方自治法二百八条に違反することは明白である。

そもそも、市営住宅入居者の C T Y 受信料の立て替え払金は、本市の負担ではないので負担金ということじたい無理がある。立て替え金のことをなぜ負担金というのか、教えてください。

本市の市営住宅入居者の C T Y の受信料を 10 年一括払いする契約や、10 年一括払いをすれば、住民監査請求や、住民訴訟を提起する用意があるが、勝訴できるつもりがおありですか、お尋ねします。

併せて C T Y とのアナログ時代の受信料支払い契約を教えてください。

また、市営住宅入居者の C T Y 受信料領収書の控えをお見せください。

【答弁】

議員ご指摘の負担金でよいのかという点につきましては、今回の市営住宅の場合は、市がテレビを直接に視聴する経費ではないため、受信料ではないと考えております。

また、入居者の方々が契約者でないため、市が入居者に代わって立替払いするものではありません。

今回は、入居者のみなさまにテレビをご覧いただけることを保つために、市においてCTYと契約し、その経費を市が負担するものであることから、負担金とするのが適切と判断しました。

10年契約を行うことで、単年度契約を行うより経費節減になるため、適切であると考えており、先にお答えしたように負担金としたうえで、地方自治法施行令第163条に基づき前払金として整理したものであり、適法であると判断したところであります。

アナログ時代の契約については、棟ごとに市とCTYが契約しており、費用については前金払いをしています。

入居者の方は契約者でないため、領収書はございません。

【質問】

問2

アナログ放送からデジタル放送に変更されても市の一般住宅では受信契約の変更契約は締結されていない。なぜ市営住宅だけ新たな契約が必要なのか。また、受信料の立て替え払いがないと市営住宅の入居者はデジタル放送が受信できないという説明は嘘ではないですか、お尋ねいたします。

この契約及び立て替え払いはCTYに便宜を図るためだけの契約でしかないのではないかと、お尋ねします。

電気料金や、水道料金及び新聞の購読料金などと同様に、CTYが個々の入居者と受信料契約を結び入居者はデジタルテレビの購入やチューナーをテレビに取付ければ遅滞なくデジタル放送が受信できたのではないかと、お尋ねします。

議会が付帯決議を解除するか、執行部が付帯決議を無視するかの、どちらかしか市営住宅入居者がデジタル放送を視聴できなくなる事にはならない。

新たな、市営住宅入居者のデジタル放送を受信できるようにするための決議にも反すると思われる。間違いですかお尋ねします。

【答弁】

CTYに確認したところ、一般住宅の契約については、料金体系のみの変更であり、改めて変更契約は締結されていないとのことです。なお、アナログ放送からデジタ

ル放送へ移行されることについては、5年ほど前からCTYが加入各戸に対し、ダイレクトメール等で周知してきたと聞いております。

しかしながら、民間のアパートや分譲マンション等の集合住宅においては、従前の契約と内容が大きく異なることから、CTYとしては、それぞれの集合住宅の家主あるいは管理組合と改めて契約を行うこととしており、市営住宅においても、改めて契約を行うものです。

なお、新たな契約を締結せず、負担金を支払わない場合は、CTYが引込みケーブルを撤去すると聞いており、入居者がテレビの視聴ができなくなります。

問1でもお答えしたように、10年分を前金払いすることで、単年度契約を行うより費用が軽減され、市にとって大きな経費節減効果があります。

電気料金や、水道料金および新聞の購読料金は、入居者ごとの契約ですが、CTYについては棟ごとの契約となっており、市においてCTYと契約を行います。

予算常任委員会全体会において、「市営住宅の入居者が地上デジタル放送を視聴できる環境整備を行う」ように、予算執行の凍結を解除するのではなく、粛々と予算を執行していくという取りまとめを行っていただきました。その条件として提示いただいた事項につきましては、実現に向けて最大限の努力をさせていただきます。